

# 平成13年度 施策別 取組方向

部局名：生活部 健康福祉部 農林水産商工部 教育委員会

施策番号	施策名			
113	男女共同参画社会の実現			
<p>【2010年度の目標】                      個人の生き方、価値観が尊重されるなど男女平等についての意識改革が進み、実質的な男女平等社会が実現しています。男女共にあらゆる分野に参画する機会が確保され、家庭、地域、職場などにおいて男女共同参画が実現しています。また、男女共に多様な選択を可能とするための条件整備が整っています。</p>				
項目	基準年度の状況	1999年度実績	2001年度の目標	2010年度の目標
意識変革の推進	男女の固定的役割分担意識が存在します。(1992年度)	意識の改革を推進するため、フォーラム等の各種施策を実施	男女の固定的役割分担意識がいつそう解消しています	意識変革が進み、実質的な男女共同参画社会が実現しています。
県の審議会への女性登用率	15.6% (1997年6月)	24%	25%以上	おおむね 50%

## 1 平成11年度の取組

### (1) 平成11年度の取組概要とその成果

男女共同参画をあらゆる分野で推進するため、民間主体の取組を一層促進するとともに、関係部局が、横断的な取組を推進することにより、一体的な推進を図る。

#### (生活部)

アイリス21推進連携会議において、連携会議、トップセミナー等の開催や「地域に広がる女性センター事業」等の女性センター事業の実施により広く意識啓発を行った。男女共同参画推進懇話会を設置し、条例制定に向けての検討を始め、中間報告が3月にまとめられた。

県の審議会の女性委員の登用促進に努めた。(平成12年3月末には23.9%)

働く女性を支援するためファミリーサポートセンターの設置促進に努めた。

#### (健康福祉部)

急増しているドメスティック・バイオレンス等、夫婦関係や家庭内において人権が守られていない女性を対象に、婦人相談員等が指導助言を行うとともに、弁護士による専門的な相談も実施した。

#### (農林水産商工部)

パートナーシップ指標の策定をするとともに、女性の登用促進を図り農業委員が3名から13名になった。積極的な社会参画推進者として農村女性アドバイザーを96名認定した。

#### (教育委員会)

意識変革を図るため「女性の人権」講演会を開催した。また、男女共生の教育を推進するためのテキストを作成した。

### (2) 平成11年度の取組に対する問題点

#### (生活部)

地域セミナー等、継続することで成果の上がる事業が多い。そのため県民が主体的に取組み、波及効果が期待できる事業等を関係各課が継続して実施していくことが課題である。

#### (健康福祉部)

女性相談所での相談・保護件数の増加に伴う人的配置の整備が必要である。また、複雑多様化する問題に対し適切に対応するため、他の専門的機関との連携が必要である。

#### (農林水産商工部)

農山漁村女性の地域における方針決定の場への登用については、更に市町村、関係団体の理解が必要である。「女性のつどい」講演会への男性の参加拡大を図る必要がある。

(教育委員会)

より多くの学校での男女共同参画社会を目指した取組が必要である。

## 2 平成12年度取組と成果見込み

男女共同参画推進条例(仮称)の制定を目指し、制定に至る経過、制定後の普及啓発を通じて男女共同参画社会実現へ向けて関係各課が連携して、施策を進めるとともに、意識啓発を図る。

(生活部)

三重県男女共同参画推進条例(仮称)の制定を目指した取組のひとつとして「県民の意見を聴く会」の開催、アイリス21連携会議による「トップセミナー」や、「アイリス21フォーラム」女性センターの「フレンテフォーラム」農林水産経営企画課の「農山漁村女性のつどい」の合同開催、条例制定後(予定)の普及活動等を通じてさらに男女共同参画社会の実現が促進される。

(健康福祉部)

女性相談所での相談件数の増加に対応できる体制を整備し、人権侵害に対する相談支援体制を充実させる。

(農林水産商工部)

「パートナーシップ指標」の目標達成に向けての具体的方策の検討と実行、漁村アドバイザーの発足とアドバイザーの認定、農業委員の女性登用推進活動の支援、家族経営協定の締結の推進、講演会の開催を通じて、農山漁村における男女共同参画社会への促進を図る。

(教育委員会)

学習会、講演会を実施し、男女共同参画社会について理解、認識を深める。

## 3 平成13年度以降に向けて取組方向

男女共同参画社会基本法、男女共同参画推進条例(仮称)(予定)に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて推進体制の強化を図り、連携協力のもとに施策を効果的に実施していく。

(生活部)

- ・ 13年度中に基本計画を策定し、公表することを目指して、審議会での検討、県民の意見を聴く会の開催を実施する。基本計画策定後は施策が速やかに実施されるよう各部局に働きかけるとともに、連携及び総合的な調整をしていく。
- ・ 県庁内各部と連携して、女性職員の登用、審議会への女性委員の登用などを一層進める。
- ・ 県民、事業者、各種団体と連携して効果的に事業を実施していくと共に、広く啓発、周知、広報を行っていく。市町村に対しても基本計画策定への取組を要請していくとともに、協力、支援をしていく。
- ・ 施策の実施状況について年次報告を行い、審議会において施策に対する評価を行う。
- ・ 勤労者の、職場と家庭の両立を図るため、ファミリーサポートセンター設置の促進を更に図る。セミナー等を開催し、育児休業制度、介護休業制度等について周知し、その活用を促す。

(健康福祉部)

- ・ 急増しているドメスティック・バイオレンス対策として一時保護的な救済施設をNPOや民間団体と協働して設置し、地域で対応できる体制を整備する。
- ・ 延長保育や乳児保育、放課後児童クラブ等子育て支援対策を更に充実するよう市町村に働きかけるとともに、活用できる事業を進めていく。

(農林水産商工部)

- ・ 農林水産業において重要な役割を担う女性が職業人として認められ地域社会や経営のパートナーとして活躍できるよう「パートナーシップ指標」(農山漁村女性アドバイザーの育成、就業条件の整備、農業委員等役員への登用、定期的休日の確保、農産物直売等女性起業家支援等)目的達成に向けて関係機関・団体の連携により推進を図る。

(教育委員会)

男女の固定的役割分担意識を見直し、学校、家庭、地域等、のあらゆる場において、男女共同参画社会をめざすための教育を推進する。